

今後の感染拡大防止対策等について

1 目的

本日開かれた北海道の対策本部会議において、札幌市における「まん延防止等重点措置」の措置区域の指定が延長（実施期間：9月12日（日）まで）されたことなどを受け、札幌市においても、北海道の取組に加え、以下の感染拡大防止策等に取り組むことにより、市民生活の安全・安心の確保を図る。

2 札幌市の取組

(1) 市民への呼びかけ

- ・ 感染防止対策の啓発や飲食店の夜間利用の自粛、外出自粛、不要不急の来庁自粛などに関する街頭宣伝やチラシ・ポスターの掲出による注意喚起を実施 [強化]
- ・ 感染防止対策の啓発や外出自粛などに関する市長のメッセージ動画を作成し、LINE、Twitter による配信及び市内大型ビジョンでの放映による注意喚起を実施 [強化]
- ・ 大通公園・創成川公園における外飲み対策として、警備員による個別の声掛け、ベンチへの注意喚起表示に加え、園内スピーカーや看板等による注意喚起を実施 [継続]

(2) 市有施設

原則休館。ただし、市民の健康維持や子どもの健全な成長促進の観点などから、特に必要な施設については開館 [継続]

(3) 事業者関係

市内の主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などの午後8時以降の夜間消灯の協力依頼 [継続]

(4) 交通事業者関係

札幌市営地下鉄・路面電車の終電時間の繰り上げ [継続]

(5) 学校関係

- 市立学校における修学旅行等の見合わせや部活動の活動場所を自校内に限定し、合宿は自粛(大会に参加する場合は、感染予防対策を一層徹底)[強化]
- 市内の大学・短期大学に対し、オンライン授業の活用やクラスを分割した授業の実施を働きかけ[継続]

(6) 医療提供体制関係

- 自宅療養者に対する健康観察や診療体制などの更なる整備[強化]
- 第2入院待機ステーションにおける診療体制の更なる整備[強化]
- 軽症や中等症の患者向けの治療体制の更なる整備[新規]

第5波における医療提供体制について

資料 4

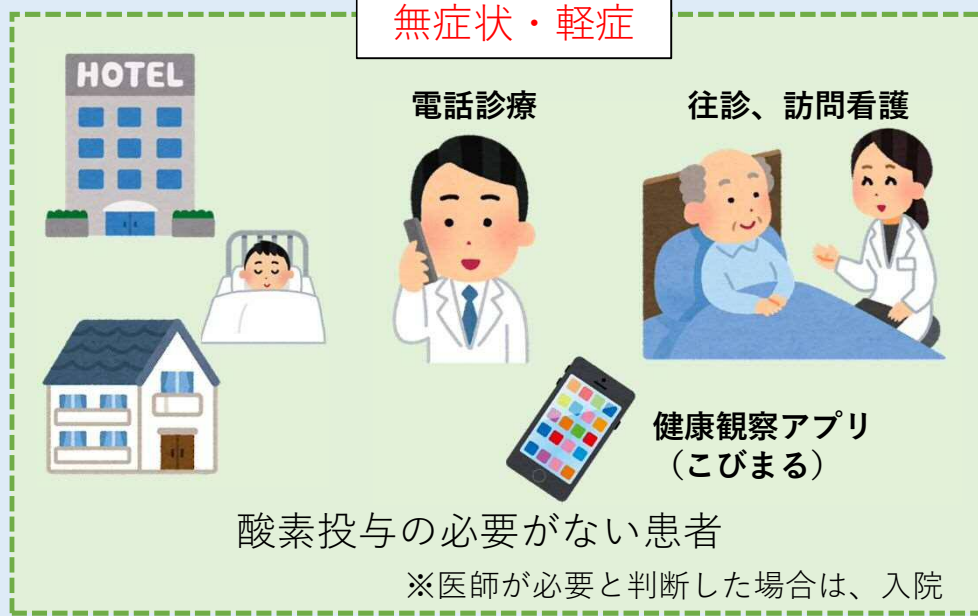
令和3年8月18日
保健福祉局保健所

第5波の傾向として、コロナワクチン接種の効果により、若い世代をはじめとする陽性患者（無症状、軽症を含む）が患者の多数を占めることが想定され、従来の重症化した高齢者への対応から若い世代への対策へとシフトが求められる。

宿泊療養・自宅療養

自宅療養者に対する**オンライン・電話診療**のほか**往診、訪問看護**などの**体制の強化**を進める。

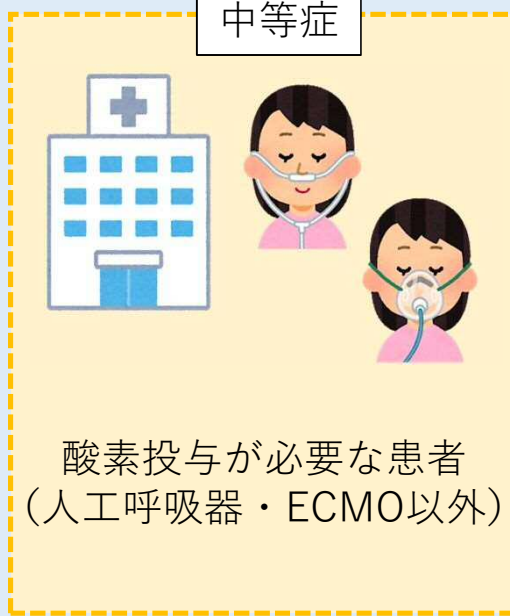
無症状・軽症



重点医療機関等

機能分化（要介護、透析、妊婦・小児等）を進めることで、**役割分担**を明確化し、**医療機関の負担軽減**につなげる。

中等症



重症



第2入院待機ステーションの稼働状況について

資料 5

令和3年8月18日
保健福祉局保健所

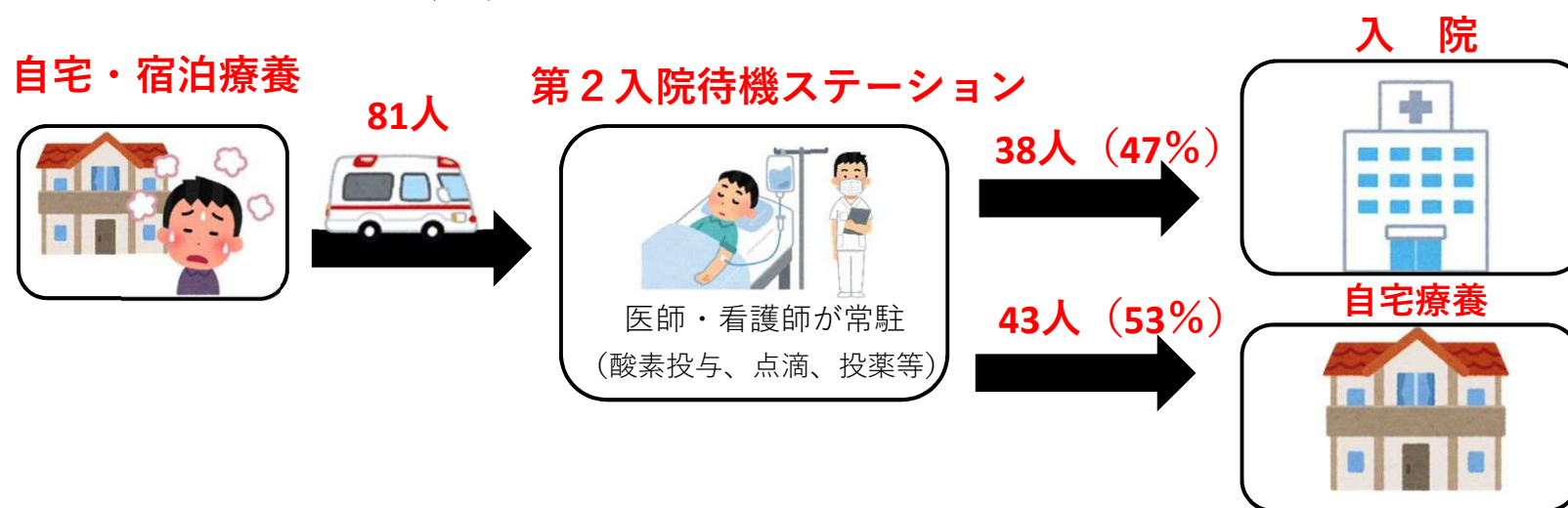
1 外来受診の受け入れについて（7月19日～8月15日）

(1) 112人の受診を受け入れ、4人を即日入院へつなげた。

2 夜間救急患者の受け入れについて(8月1日～15日)

(1) 81人の自宅療養中等の患者の救急を受け入れ

(2) 医師の診察により38人を入院へつなぎ、43人は安全に自宅療養へ戻っていただくことができた。



営業時間短縮等の要請に応じる飲食店等への協力支援金について

1 延長の趣旨

札幌市内の感染状況は、感染力が強いデルタ株による感染が全市に拡大し、新規感染者数が急激に増加、医療提供体制も病床使用率が高くなってきているなど厳しい状況にある。そこで、引き続き感染拡大の抑え込みを図るため、9月1日以降についても、まん延防止等重点措置の適用に基づき、知事が市内の全飲食店等に対し、営業時間短縮等を要請するもの。

2 要請の概要

(1) 延長期間

- 令和3年9月1日(水)から令和3年9月12日(日)まで(12日間)
(現まん延防止等重点措置に基づく要請期間：8月2日から8月31日)

(2) 対象施設 札幌市内の飲食店・カラオケ店・結婚式場

(3) 要請内容

- 営業時間の短縮
 - 営業時間は、「午前5時から午後8時」まで
 - 酒類提供は、終日自粛
- その他、都道府県知事が定める事項(アクリル板の設置等、施設の換気など)

(4) 協力支援金

まん延防止等重点措置に基づき、以下の支給金額となる予定

- 支援金額/1店舗1日当たり
 - 中小企業⇒3万円から10万円
(前年度または前々年度売上高の4割をもとに計算)
 - 大企業 ⇒上限20万円
(前年度または前々年度と今年度を比較した売上高の減少額の4割をもとに計算)
※中小企業は、大企業と同じ計算方法も選択可
- 支援金対象期間
原則、令和3年9月1日(水)から令和3年9月12日(日)まで

3 要請期間と申請受付期間

要請期間	申請受付期間	備考
4月27日から5月11日	5月12日から8月31日	
5月12日から5月31日	6月1日から8月31日	
6月1日から6月20日	6月21日から8月31日	
6月21日から7月11日	7月12日から8月31日	
7月12日から7月25日	7月26日から8月31日	
7月26日から8月31日	9月1日から9月30日	8月10日から早期支給の受付開始
9月1日から9月12日	(予定) 9月13日から	早期支給の実施については未定